
最終提言「別表 東京等と大阪の規制等の比較表(その5)9. 条例・審査基準」関係

- ・付表1 東京都より厳しい規制がある条例一覧、東京都より厳しい規制がある審査基準一覧
(大阪府)
- ・付表2 東京等より厳しい規制がある条例・審査基準の見直しについて
(大阪市)

付表1 東京都より厳しい規制がある条例一覧、東京都より厳しい規制がある審査基準一覧(大阪府)

○東京都より厳しい規制がある条例(大阪府)

区 分	大阪府の事例	東京都の事例
大阪府青少年健全育成条例		
夜間営業を行う施設への立入り制限等(第24条)	営業者に対し、青少年を夜間にゲームセンター、ボウリング場等に立ち入らせてはならないことを義務付け(16歳未満の者は午後7時(保護者同伴の場合等は午後10時)～翌日の午前5時、16歳以上18歳未満の者は午後10時～翌日の午前5時)	18歳未満は午後11時以降、映画館、ボウリング場、スケート場、水泳場、カラオケボックス、漫画喫茶、インターネットカフェに立入禁止。都風営法施行条例では、16歳未満、午後6時以降、遊戯場への立入制限。
他に、青少年を夜間に外出させない保護者の努力義務(第25条)、図書類発行業者の努力義務(第32条)、夜間の連れ出し等の禁止(第36条)、場所の提供及び周旋の禁止(第38条)		
大阪府食品衛生法施行条例		
営業者が講ずべき措置の基準(第3条)	公衆衛生上講ずべき措置の基準として、「調理場、加工場、製造場、処理場及び保管場所は、それぞれの目的以外に使用しないこと」等、東京都には無い規定がある。	—
他に、営業の施設の基準(第4条)		
大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例		
ふぐ販売営業等の許可(第3条)	ふぐを処理する場合、ふぐ処理場を設置することを許可基準としているが、東京都には施設基準は無い。	—
他に、許可の基準(第4条)、営業者の遵守事項(第8条)、ふぐ取扱登録者の登録(第12条)		
大阪府理容師法施行条例		
理容の業を行う場合に講ずべき措置(第3条)	理容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置として、「客に接するときは、手指を石けんで洗い、必要に応じて消毒すること」等、東京都には無い規定がある。	—
他に、理容所以外の場所で業務を行う場合に講ずべき措置(第5条)、理容所について講ずべき措置(第7条)、報告の徴収(第8条)		
大阪府美容師法施行条例		
美容の業を行う場合に講ずべき措置(第3条)	美容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置として、「客に接するときは、手指を石けんで洗い、必要に応じて消毒すること」等、東京都には無い規定がある。	—
他に、美容所以外の場所で業務を行う場合に講ずべき措置(第5条)、美容所について講ずべき措置(第7条)、報告の徴収(第8条)		
大阪府旅館業法施行条例		
法第3条第3項第3号の条例で定める施設(第3条)	おおむね100メートル内にある場合に旅館業を不許可とすることができ、図書館、博物館、公民館、都市公園を規定し、東京都のように「主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもの」に限定していない。	東京都の条例では博物館、公民館、公園、スポーツ施設その他これらに類する施設のうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるものに限定して知事が指定。
他に、法第4条第2項の基準(第5条)、宿泊者名簿の保存(第7条)、ホテル営業の施設の構造設備の基準(第8条)、旅館営業の施設の構造設備の基準(第9条)、簡易宿所営業の施設の構造設備の基準(第10条)、善良の風俗を保持すべき地域におけるホテル営業等の施設の設備の構造設備の基準(第11条)、下宿営業の施設の構造設備の基準(第12条)		

区 分	大阪府の事例	東京都の事例
大阪府公衆浴場法施行条例		
構造設備の基準(第3条)	公衆浴場の構造設備の基準として、「一般公衆浴場において、娯楽室、マッサージ室その他入浴施設以外の施設を設ける場合にあっては、入浴施設と明確に区分すること」等、東京都には無い規定がある。	—
他に、公衆浴場について講ずべき措置の基準(第5条)		
大阪府興行場法施行条例		
興行場全般の構造設備の基準(第6条)	興行場の構造設備の基準として、「喫煙所は、各階に一箇所以上設けること」等、東京都には無い規定がある。	—
他に、観覧場の構造設備の基準(第7条)、観覧場の機械換気設備の基準(第8条)、便所の構造設備の基準(第10条)、衛生管理の基準(第11条)、空気環境の管理の基準(第12条)		
大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行条例		
変更又は廃止の許可の基準(第16条)	変更又は廃止の許可を受けようとする者は、改葬を必要とするときは、これが完了していることを確認しなければならないことを規定。	東京都は、墓地等の廃止の許可申請の際に「改葬に関する計画書」を添付することとしている。
大阪府自然環境保全条例		
国等に関する特例(第22条)	国の機関又は地方公共団体が自然環境保全地域等で行為を行う際、同意要件を課している。東京都には無い。 ⇒同意要件の削除を平成26年2月議会で提案中	—
大阪府蜜蜂の飼育の規制に関する条例		
府の区域内における転飼の規制(第3条)	養蜂業者に対し、府の区域内において転飼しようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けることを規定。東京都には養蜂に関する条例は無く、蜂群の移動(転飼)の規制は無い。	—
他に、飼育の届出等(第4条)、飼育者の遵守事項(第5条)		
大阪府砂防指定地管理条例		
占用の許可(第6条)	砂防設備を使用しようとする者は知事の許可を受けなければならないこととし、規則で許可の期間を「5年以内」としている。	許可の期間を「10年以内で知事が必要と認める期間」としている。
大阪府屋外広告物条例		
屋外広告業の事業者団体の届出(第24条の8)	屋外広告業を営む者を構成員とする団体に対し、定款や役員名簿等を知事に届け出なければならないことを規定。東京都には無い。	—
大阪府建築基準法施行条例		
避難口誘導灯(第8条の2)	特定の施設に設置する消防法施行規則に掲げる避難口誘導灯は、点滅機能及び音声誘導機能を備えたものでなければならないことを規定。東京都には無い。	—
他に、防火戸(第8条の3)、個室ビデオ店等の廊下の幅並びに階段の数及び構造(第36条の3)、ボイラー室の構造(第40条)		

区 分	大阪府の事例	東京都の事例
大阪府福祉のまちづくり条例		
<p>特別特定建築物に追加する特定建築物(第11条)</p> <p>他に、基準適合義務の対象とする特別特定建築物の建築の規模(第12条)、廊下等(第14条)、階段(第15条)、階段に代わり又はこれに併設する傾斜路(第16条)、エスカレーター(第17条)、便所(第18条)、ホテル又は旅館の客室(第19条)、移動等円滑化経路(第22条)、案内設備(第23条)、案内設備までの経路(第24条)、共同住宅等に係る経路(第25条)</p>	<p>バリアフリー法により、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を達成するため、法施行令第4条に規定する特定建築物から特別特定建築物に条例で追加できることとしているものとして、自動車修理工場等、東京都には無い用途を規定。</p>	<p>—</p>
大阪府景観条例		
<p>変更の届出等(第11条)</p> <p>他に、管理の方法の基準(第23条)</p>	<p>景観計画区域内において、建築物及び工作物の新設等を行おうとし、届出をした者について、氏名等の変更がある際は、届け出なければならないことを規定。東京都には無い。</p>	<p>—</p>
大阪府風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例		
<p>店舗型性風俗特殊営業、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業の禁止区域の基準となる施設(第9条)</p>	<p>店舗型性風俗特殊営業等について、大阪府は病院、診療所に加え、公民館、博物館、博物館に相当する施設及び都市公園等を保護対象施設として指定し、その敷地の周囲200mの区域における営業を禁止。</p>	<p>店舗型性風俗特殊営業等について、東京都は病院及び診療所を指定し、その敷地の周囲200mの区域における営業を禁止。</p>
<p>他に、店舗型性風俗特殊営業、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業の禁止地域(第10条)、性風俗関連特殊営業の広告制限地域(第12条)</p>		

付表1 東京都より厳しい規制がある条例一覧、東京都より厳しい規制がある審査基準一覧(大阪府)

○東京都より厳しい規制がある審査基準(大阪府)

区 分	大阪府の事例	東京都の事例
学校教育法		
学校の設置等の認可、収容定員に係る学則変更の認可(幼稚園)(第4条関係)	3歳児の1学級の幼児数について、原則として25人以下と規定。ただし、25人を超えることを認める緩和基準がある。	東京都においては、3歳児の1学級の幼児数について、国基準(35人以下)どおりとしている。
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律		
認定こども園の認定(第3条関係)	満3歳以上満4歳に満たない子ども(短時間利用児に限る)の1学級の子どもの数を25人以下と規定。ただし、35人以下とすることを認める緩和基準がある。	東京都においては、国基準(35人以下)どおりに認定こども園の認定基準を定めている。
大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例		
ふぐ販売営業の許可(第3条関係)	大阪府では、ふぐを処理する場合、ふぐ処理場を設置することを許可基準としている。東京都は施設基準は無い。	—
職業能力開発促進法		
職業訓練法人の設立の認可(第35条)	認定職業訓練を行う社団又は財団が職業訓練法人を設立する場合に認可を与える基準として「社団にあつては、原則として過去3年以上の活動実績を有すること」等、東京都には無い規定がある。 ⇒東京都並みの審査基準に改定予定	—
道路法		
道路管理者以外の者の行う工事の承認(第24条関係)	歩道幅員が狭い場所に車両出入口を設ける場合、やむを得ない場合に、縦断勾配5%以下、横断勾配2%以下と規定。	歩道幅員の狭い場所の縦断勾配については、大阪府より緩やかな基準。ただし、横断勾配については、大阪府よりも厳しい基準となっている。東京都の縦断勾配は、5%を標準とするが、沿道の状況によりやむを得ない場合、8%としてもよい。横断勾配については、1%の勾配となっており、大阪府より厳しい基準となっている。
建築基準法		
機械室等に関する容積率の例外許可(第52条関係)	許可対象とする地域から第一種・第二種低層住居専用地域を除外するとともに、空地率の規定を設けている。	—
他に、総合設計の許可(第59条の2関係)、総合的設計の認定(第86条関係)、一定の複数建築物に対する制限の特例認定(第86条関係)、一敷地内認定建築物以外の建築物の認定(第86条の2関係)		

付表2 東京等より厳しい規制がある条例・審査基準の見直しについて(大阪市)

○他政令市との比較・点検等により、改正(見込みも含む)を進める条例(大阪市)

区 分	大阪市の事例	他政令市の事例
建築物における駐車施設の附置に関する条例		
建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置義務及び基準(第20条)	建築物を建築する際に必要な駐車場1台当たりの床面積で、大阪市では商業施設や事務所などの特定用途の建築物は350㎡当たり1台、学校や住宅等の特定用途以外の建築物では525㎡当たり1台としている。(床面積が小規模な建築物はこの基準から緩和措置がある) ⇒25年度実施の実態調査結果に基づき、26年度早期に改正(緩和)予定	大阪市の特定用途の350㎡より緩い規制は、京都市の商業施設や事務所を除く特定用途の400㎡があるが、同じ京都市の商業施設は300㎡、事務所は350㎡で、大阪市と同等か大阪市より厳しい。その他の政令市においては、相模原市の一部の特定用途で大阪市と同じ350㎡があるものの、それ以外は150㎡から300㎡の範囲で大阪市より厳しく、東京都特別区においても250㎡から300㎡で大阪市より厳しい。
他に、建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置義務及び基準(第21条)や、駐車施設等の附置の特例措置(第26条)		
普通河川管理条例		
許可の取消等による損害に対する補償を行わない旨の規定(第19条)	使用者に対し、第12条(検査)によって是正措置を命じた場合や、第17条(許可取消等)によって許可取消・原状回復命令を行った場合に、使用者に損失が発生しても、大阪市は一切の補償を行わないことを規定 ⇒改正済み(規定の緩和)	河川法では、監督処分に伴う損失の補償に関する項目が規定(第76条)されており、いかなる場合であっても保障を行わないとする大阪市の規制は、国基準と比較しても厳しい規制となっている。 他政令市においては、許可取消等に関する規定はあるが、管理者の都合により許可を取り消した場合は、通常生じるべき損失を補償することとなっており、大阪市の規制は厳しい規制となっている。
他に、河川敷地に設置した工作物の所有権の移転に伴う河川敷地の占用許可(第9条)や、許可が得られない場合の撤去及び現状回復義務(第10条)、行為の許可にあたって立てた保証人の連帯責任(第14条)、沿岸地使用者による河川の損害防止工事等の実施の権限及び同工事を本市が委託施工した場合の手数料の納付等(第24条)、行為の許可を受けた者の義務の不履行に対する代執行(第34条)		
大阪市高速鉄道及び中量軌道乗車料条例		
記名の乗車券を他人に使用させた者に対する過料(第13条)	記名の乗車券を他人に使用させた者に対しては、1,000円以下の過料を科すことができる。 ⇒改正済み(削除)	名古屋市は2,000円以下の過料。神戸市は1,000円以下の過料。東京都、横浜市、京都市等には規定がない。
大阪市自動車運送乗車料条例		
記名の乗車券を他人に使用させた者に対する過料(第15条)	記名の乗車券を他人に使用させた者に対しては、1,000円以下の過料を科すことができる。 ⇒改正済み(削除)	名古屋市は2,000円以下の過料。神戸市は1,000円以下の過料。東京都、横浜市、京都市等には規定がない。
印鑑条例施行規則		
登録の申請(第9条)	印鑑登録申請書の記載事項に「本籍地又は国籍」「世帯主氏名」を設けている。 ⇒改正予定	

付表2 東京等より厳しい規制がある条例・審査基準の見直しについて(大阪市)

○他政令市との比較・点検等により、改正(見込みも含む)を進める審査基準(大阪市)

区 分	大阪市の事例	他政令市の事例
建築物における駐車施設の附置に関する条例		
駐車施設等承認	<p>駐車施設等の設置場所については、原則、当該建築物またはその建築物の敷地内に確保する必要があるが、当該建築物の構造または敷地の状態その他特別の事由により、特にやむを得ない場合においては、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に駐車施設等を設置することにより、当該建築物または建築物の敷地に駐車施設等を設けないことができる。</p> <p>⇒前頁の条例改正にあわせ、改正(緩和)予定</p>	<p>建築物敷地から敷地外駐車場までの距離が、他都市に比べて狭い範囲となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね500メートル以内:京都市 ・概ね300メートル以内:横浜市、名古屋市 ・概ね200メートル以内:神戸市、大阪市
他に、共同駐車場指定		
普通河川管理条例		
工作物の所有権の移転に伴う河川敷地の占用許可	<p>普通河川管理条例にかかる改正(9条の削除)に関わり、同条に基づく審査基準についても改正(条例改正については前頁参照)</p> <p>⇒改正済み</p>	
化製場等に関する法律		
化製場外における処理禁止の特例の許可	<p>化製場等に関する法律では、死亡獣畜の解体、埋却又は焼却を獣畜取扱場以外の施設又は区域で行ってはならないと定めており、ただし食用に供する目的で解体する場合及び都道府県知事(政令市長)の許可を受けた場合は、この限りではないとしている。この許可申請について、原則許可しない旨定めている。</p> <p>⇒改正(緩和)予定</p>	
学校教育法施行令		
小学校及び中学校における指定外・区域外就学の許可	<p>児童・生徒の学校指定の変更(指定外就学)・区域外就学の許可については、教育上真にやむを得ず、希望する学校への登校及び下校の安全に支障がないと認められる場合に限る。</p> <p>⇒改正済み(学校選択制導入に伴う変更)</p>	
地方自治法、大阪市財産規則		
行政財産の目的外使用許可	<p>①使用を許可することができる範囲の基準として、「隣接する家屋等の新築、解体、建替え等のため…使用させることがやむを得ないと認められない場合」と規定。</p> <p>②使用を許可しない相手方の基準として、「市内又は近接市町村に住所又は事務所を有しない者」と定めている。</p> <p>⇒改正済み(地域要件の規定削除)</p>	<p>国基準で例示列挙しているなかに、「隣接」要件がない。国基準には相手方について暴力団排除要件のみを定めている。</p> <p>他都市基準では、相手方について地域要件を定めていない。</p>